

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第20回）

平成24年 3 月 21 日（水）

午後 1 時30分～ 4 時30分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

○座長

3 月のそれぞれいろいろお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

お手元の次第に沿って議事を進めたいと思います。

報告をよくお聞きいただいて、自由にコメントをお願いします。

○事務局

それでは、まず、新京都府人権教育・啓発推進計画に基づく平成24年度の実施方針について説明します。よろしくお願いします。

お手元の資料 1、24年度実施方針（案）、こちらをご覧ください。

この案の下線を引いてあるところが平成23年度と変更した点です。特に変更点を中心に説明します。

まず、策定の趣旨ですが、平成23年 1 月から、「明日の京都」がスタートし、新京都府人権教育・啓発推進計画と、この「明日の京都」に明記されている方向性をもって策定しています。

第 2 の平成23年度における人権をめぐる状況ですが、国際連合総会で「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書案」、それから「人権教育及び研修に関する宣言案」、国連人権理事会で「性的指向、性別自認と人権に関する決議」、これらが23年度に採択されています。

国内では、まず、東日本大震災の復興支援にかかわるさまざまな法律が整備をされています。さらに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しています。また人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要が昨年12月に法務省から公表されており、今通常国会に法案を提出するような話も出ていますので、今後、注目をしていきたいと思います。さらに、「人権教育・啓発に関する基本計画」の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」という項目が追加されています。

それから、京都府では「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」が制定され、「K Y

〇のあけぼのプラン」第3次が策定されました。

京都府内の状況としては、昨年の秋に府民を対象にしたアンケート調査を実施しました。また、府内の市町村では戸籍謄本等不正取得事案に関する本人通知の制度化が全市町村でなされました。次に、この懇話会でも報告しました宅地建物取引業者へのアンケートを実施し、それを踏まえた指針を策定したところです。

その中で、また新たな戸籍等不正取得事案が昨年11月に発生しています。愛知県警の幹部、特に暴力団を担当している幹部の戸籍が不正に取得をされたことから発覚したもので、全国的には1万件を超える戸籍等が行政書士等により不正取得をされたというものです。

第3の平成24年度の実施方針については、新京都府人権教育・啓発推進計画や「明日の京都」の理念を踏まえ、更に昨年実施した府民調査の結果に基づいて進めていくことになります。

まず、人権が尊重された豊かな社会になっていると感じている人の割合は27.5%。また、人権研修等への参加の割合が減っていますが、その研修参加者の効果は高かった。また効果的な施策としては、学校における人権教育の取り組みというのが非常に高いという結果が示されました。

具体的な取り組みに関しては、効果的な政策手法として、啓発重点期間の集中的取り組みを考えています。次の実施計画で触れますが、法務省が行ったモニター調査の中で、ある期間を限定して同一コンテンツでいろんな媒体を使ったもの、これが非常に効果が高いという報告が出ていますので、そのあたりを意識して、集中的な取り組みを実施しようと考えています。さらに、インターネットを利用したモニター調査を24年度に実施する予定です。

それから、23年度に「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、京都府としては、国、市町村と連携した府民の理解促進活動、街頭啓発等を実施していく予定です。

また前回懇話会で言葉の使い方の意見もいただいていたいました。バリアフリー、ユニバーサルデザイン等々ですが、庁内的にもユニバーサルデザインに統一しております。

次に、3ページ以降の重点事項ですが、特に大きな変更はありませんが、昨年度の状況を踏まえて、少し文言を整理しています。

まず前段では、自殺者が13年連続を、14年連続に。同和問題の解決を目指そうということ

ころでは、市町村に非常に多く顕在化をしてきている状況を踏まえて、同和地区に対する問い合わせを追加しました。

女性の人権では、あけぼのプランの策定も踏まえて、男女双方の視点を生かしというところを追加しています。

それから、高齢者、障害のある人については、土地調査問題のアンケートの結果も踏まえて、それぞれアパート、マンションへの入居拒否を追加しています。

それから、変更点では、6 ページの 2 の取り組みの視点です。

これも、府民調査の結果を踏まえて、身近な問題から人権について考えるためにという項目について、人権教育・啓発の効果的な手法を工夫して、積極的に進めていくとしています。また、地域の問題として考えるためにというところでも、研修等の取り組みを追加しています。

主な変更点、平成24年度実施方針についての説明は以上です。

○座長

ありがとうございました。

全体の方針で何かお気づき、あるいは疑問点がありましたら、発言いただきたいと思います。

委員、どうぞ。

○委員

2 ページの第 3 の下のところに、さらにユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション社会づくりという並び方になっていますが、このノーマライゼーションという考え方、理念は大事な理念であります、ノーマライゼーション社会という言い方が適切かどうか、少し感じるところがあります。国連の障害者権利条約の基本理念としてもインクルーシブな共生社会の創造という言い方が、最近は一定、表現されているので、その辺を少し踏まえて、例えば、何々社会ということであれば、共生社会ぐらいのほうの方がふさわしいのかもしれない。よろしくお願いします。

○座長

ありがとうございます。目指すところは同じですが、そういう新しい表現が出てきているという点にも留意してほしいという意見かと思います。ほかにございましたら、どうぞ。

○委員

1 ページの、国際連合総会での、子どもたちが子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書案や、4 ページの子どもの人権を守ろうというところなど、子どもたちがもっと自分たちの意見を表明するというのがすごく大事だと思っていますが、現場では子どもの権利条約など知らない子どもたちが多いです。

だから、その周知や啓発など、子どもの権利条約が、子どもたちにとって自分のものになるような形があったらいいなと思います。

○座長

ありがとうございます。子どもの権利条約の1本の大きな柱は、子ども自身が意見を、自分たちの声を上げることが保障するということですので、それから、報告にあった選択議定書は、それを実施に移す手続をさらに詳細化したということですので、指摘の点も踏まえて検討していただきたいと思います。

次に、資料2の新京都人権教育・啓発事業実施計画（案）の説明をお願いします。

○事務局

実施方針については、今いただいた意見を踏まえて検討したいと思います。

それでは、資料2の人権教育・啓発事業の実施計画について、人権啓発推進室所管から説明します。29ページをご覧ください。

人権啓発推進室では、人権啓発の総合企画と調整、人権啓発の推進を所掌しています。取組の方向として、最後の「人権問題に関する効果的な啓発や研修手法を工夫し、積極的な取り組みに努めることを、府民調査の結果等を踏まえ」を追加しています。

具体的な事業については、31ページ以降にまとめています。

まず引き続き継続して実施しますヒューマンフェスタ2012や市町村と連携した人権啓発フェスティバル、それから一番下段のα-MO' COOL FESTA 2012。このα-MO' COOL FESTAについては、エフエム京都が主催するイベントにブース出展をするものです。

それから、32ページのポスターコンクールですが、府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校を対象にしたポスターコンクールを実施いたします。

ラジオ放送についても、AM放送とFM放送を実施します。FM放送については、通年を通した番組以外に、スポット的な広報・啓発ができるようなものも、あわせて考えています。

それから、33ページの新聞意見広告について、5月、8月、12月、3月、重点期間を中

心に新聞意見広告を予定しています。

また、12月の人権週間に、新聞意見広告のロコミ情報として10日間連続で新聞掲載する計画にしています。

地域情報誌としては、特に学生、若者を対象にして、京都学生新聞、いわゆる「ガクシン」に啓発の広告を掲載予定です。

それから、34ページ、NPO法人と連携をした人権啓発事業として、特に人権啓発フェスティバルを中心に、さまざまなNPO法人と連携した取組をしていきたいと思っていますし、21年度に人権啓発学生サポーター会議を立ち上げ、継続して実施している音楽を中心とした啓発事業を本年度も実施する予定です。

次に街頭啓発ですが、人権強調月間と人権週間に府内全域で、あらゆる団体、あるいは市町村が一斉に街頭啓発を行うとして計画をしています。

次に35ページの人権啓発指導者養成研修会について、府の職員や市町村の職員等を対象とした研修会を実施する予定にしています。また府内の相談機関等にかかわる担当職員研修会もあわせて実施をしていきたいと思います。

京都人権啓発行政連絡協議会についてですが、これは国の機関と構成しており、特に企業研修を中心に実施予定にしています。あわせて、身元調査等の問題事象もありますので、探偵業あるいは結婚相談所等も対象とした研修も計画しています。

それから、36ページには市町村の事業に対する支援を三つ挙げています。

次に、37ページの京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業。これはフェスティバルが中心になっていますが、法務局や人権擁護委員連合会、京都府、京都市、それから府市の社会福祉協議会がメンバーとして事業実施をするものです。

それから、人権啓発に関するホームページについては、タイムリーに更新をして、情報発信をしていきたいと思っています。

38ページの啓発資料の作成・配布について、法務省のモニター調査結果でも同一コンテンツで集中的に複数の媒体で啓発するのが効果的ということで、啓発ポスターの掲示など特に人権強調月間において府内全域に集中的に掲示する予定です。この時期に、ポスターだけでなく、新聞やラジオなど、いろんな媒体でもって集中的に、また公共施設はもちろんのこと、府内の各駅や電車の車内のつり広告も考えています。ここは今年度、取り組みを強化した部分です。

また、39ページのインターネットモニター調査について、これは実施時期を9月ごろを予定しています。特に8月に集中的に啓発を行った状況についても把握するために、その後の時期として9月を予定しています。もちろん府民調査の結果についての状況把握もあわせてできればと思っています。対象は1,500人としていますが、府民調査3,000人に対して1,500の回答があったことから、モニター調査の場合は、ほぼ100%に近い回収率と見込んで、同様の1,500人程度の対象者数を考えています。

最後に、大学と連携した啓発事業について、嵯峨芸術大学、京都造形芸術大学、立命館大学の3校を予定をしています。特に映像による啓発が非常に効果的ではないかと意見も前回いただいていますので、立命館大学の映像学部と連携し映像を生かした啓発を進めていきたいと思っています。

人権啓発推進室所管分は以上です。

○座長

ありがとうございます。それでは次、知事室長グループお願いします。

○事務局

それでは、知事直轄組織知事室長グループ広報課から説明します。よろしくお願いします。

資料は、お手元の資料2の1ページをお開きください。所掌事務ですが、府民だより等の広報誌や地元放送局での広報テレビ、ラジオ番組を所掌していきまして、その中で、極めて重要な課題の人権啓発について府民の皆様への啓発を行うこと。また、府政記者の方々に対しては、人権に配慮した取材、報道の要請をしているところです。

課題の認識としては、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある方、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要であると考えています。取組の方向としては、実際に生じている問題を踏まえ、各種広報媒体を活用して、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行っていくこととしています。

具体的には、資料の3ページ以降をご覧ください。

一つ目のマスメディア関係者に対する働きかけについて、府政記者の異動時や個々の事案発生時に、その都度人権に配慮した取材・報道の要請を行うこととしています。

次の、きょうと府民だよりですが、毎月118万部を発行し、8月、12月号で人権にかかわりのある特集記事を掲載するほか、そのほかの月では、人権口コミ講座の内容を紹介す

る記事を掲載しています。

テレビ番組の放送ですが、「京都ふらりー」という30分間の情報番組の中で、8月の人権強調月間及び12月の人権週間において、人権を取り上げて放送することを考えています。

次に、4ページのテレビスポット放送について、5月の憲法週間、8月の人権強調月間などに30秒のCMをKBS京都テレビで放送して啓発を行っていくこととしています。

次はラジオ番組ですが、5月、8月、9月、12月にKBS京都で、「きょうとほっと情報」という番組、FM放送では「Kyoto Prefecture Public Line」、「Kyoto Prefecture Eyes」の各番組やスポット放送で啓発していきたいと考えています。

以上です。

○事務局

知事室長グループ国際課です。資料2の1ページをご覧ください。所掌事務としては、三つ目の外国籍府民の支援になります。

課題認識としては、一つは、我々日本人といいますか、府民の側、海外から人を受け入れるに当たっての社会への影響や効果について、正しい人権尊重に基づいた認識という府民理解が必要だということ。もう一つが、海外から来られた方々が地域に定着してもらえようような文化的な多様性に配慮した交流社会の形成が重要だと認識しているところです。

取組の方向性としては、一つは、府民向けにさまざまな啓発活動が必要であるということ。次に、外国籍府民に対して正しい情報、安心・安全情報、防災情報、医療情報などを発信していく必要があるということ。次に外国から来られた方々を含めて、交流を促進していくことが必要だということ。最後に、やはり住居の問題というのが非常に大切な課題だと認識しています。

具体的な施策については、6ページから8ページまでに掲げています。

6ページの、一番上段が国際センターのホームページで、5カ国語、多言語で情報を発信しています。

二つ目が、ラジオ番組でFM放送ですが、ここで外国籍府民に対しまして、生活情報や府政に関する情報を、英語、中国語の2カ国語で発信しています。

三つ目が、府のホームページで、英、中、韓の3カ国語で多言語化してしまして、このほか、英語によるメールマガジンを月1回発行しておるところです。

6ページの一番下の外国籍府民共生施策懇話会では委員の方から意見をいただき、これ

を府政に反映させていくとして、平成20年度から取り組んでいます。平成23年度は3月に大震災があったことから、災害時に外国籍府民の方々にどういう支援をしていけるかということを中心に話し合ったところです。平成24年度も継続して、主に地域づくりについて、考えていくところです。

7ページをご覧ください。一つは、府営住宅に外国人研究者・留学生向けの優先枠を設けて、年3回、大学を通して入居者を募集しているところです。

二つ目の短期滞在外国人研究者向けの住宅確保ですが、短期で来られる、1週間、2週間、2カ月、3カ月で来られる方々に、家具付で、電気、ガス、水道、電話、インターネット、これも全部パックになって、すぐ入って、すぐ出られるという環境を提供しています。

三つ目のきょうと留学生ハウスは、地方職員共済組合と連携をして、京都平安ホテルの元職員寮を改装、リフォームして、留学生向けに低廉で良質な住環境を提供するものです。この3月末から供用開始する予定です。

下から8ページにかけまして、三つ挙げていますが、外国籍府民の方々に対する、安心・安全の情報伝達に関するもので、一つは外国人のための防災ガイドブックで、国際センターで7カ国語で、例えば地震が発生したときにどうしたらいいのかというようなことを小さな冊子にまとめて、市町村の外国人登録窓口を通じて配付しているところです。

8ページの外国籍府民のための安心・安全情報の提供について、これは外国籍府民共生施策懇談会でいただいた意見をもとに、病気のとき救急車をどう呼んだらいいのか、火事のとき消防車をどう呼んだらいいのかとか、犯罪のときに110番するにはどうしたらいいのかといったことを、基本的な情報をまとめたリーフレットです。これも7カ国語で作成しているところです。

一番最後が、今年度、これも外国籍府民共生施策懇談会の意見を踏まえて、医療ガイドブックを作成しました。これは、外国籍の方々向けの日本の医療制度、あるいは保険制度、あるいは実際に受診したときに、医師の方と指さし確認で会話ができる、そういう会話集も含めまして、小さなガイドを作成しています。これは英、中、韓、それに易しい日本語をそれぞれ併記する形で3カ国語で作成しまして、市町村や市町村の地域国際化協会、それから府内の医療機関や消防の関係にも配布しています。これが、今年度、新たに取組むところです。以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、次、職員長グループからお願いします。

○事務局

職員研修・研究支援センターです。よろしくお願いします。

9 ページから11、12ページにかけて記載をしています。

所掌事務は、研修、あるいは政策研究支援ということで大学院等に派遣等しています。

課題認識についてですが、やはり公務員である京都府職員については、やはり人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行すること。また、公務を離れれば、一私人ということになりますが、地域社会においても積極的に役に立つことのできる職員の養成ということで、課題認識を記載しています。

取組の方向としては、まず、職員研修・研究支援センターで研修を実施していくこととともに、それぞれの職場でそれぞれの実態に応じた職場研修を実施していくために、その中心になって取り組むところの職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施することとしています。あわせて、研修によって得たこと、気づきなどを記載する人権研修ノートの作成を促して、それを活用していくとしています。

11ページから12ページが具体的な取組です。

まず、職員研修・研究支援センター研修ですが、まず採用年次、職務等、階層別の研修、次ぎに人権問題を中心的に担う職場指導者、指導者を補佐する主任に対する研修。更に、全職員を対象にする人権問題特別研修。この大きな三つの柱で研修を実施していくこととしております。あわせて、部局ごとの職場研修。自己学習支援としては、それぞれいろいろな講演をいただいていますので、そういう講演録を、要約した講演録をポータルサイトに掲示しています。

12ページをご覧ください。人権問題職場研修指導者の指導力の向上ということをねらいにして、財団法人世界人権問題研究センターが開講される人権大学講座に参加し、資質向上を図っているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、次、総務部、お願いします。

○事務局

総務部から説明します。よろしくお願いします。

では、資料2の13ページをご覧ください。

総務部の所掌事務としては、個人情報保護の推進と北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動です。

個人情報保護の推進については、府民の方に個人情報の保護について正しい知識と理解を得ていただくことを目的として、法律や条令などの周知・啓発を図るための取り組みを、引き続き推進することとしています。

また、北朝鮮当局による拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して拉致問題への関心と認識を深めるための取り組みを推進することとしています。

具体的な内容につきましては、次の15ページをご覧ください。

まず、個人情報保護の推進事業としまして、府のホームページで、個人情報保護制度の国や府の制度の内容、また、最新の動き等の情報提供を行う予定としています。また、啓発用のパンフレットの配布をあわせて行う予定としています。

次に、北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業として、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、府庁での啓発パネル展の開催、府民だよりやラジオ、街頭啓発等による周知等を行う予定としています。

拉致問題については、これまでも府として広報・啓発事業の実施により、拉致問題に関する府民の理解促進活動に取り組んできたところですが、昨年4月の閣議で、国の人権教育啓発に関する基本計画に「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が盛り込まれたことから、平成24年度の事業実施計画に追加したものです。

また、府で使用しています公用封筒による啓発についても、引き続き実施する予定とし、人権の標語を印刷して、広く一般の方に周知をする予定としています。

総務部からは以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、政策企画部お願いします。

○事務局

政策企画部です。資料は17ページをお願いします。

政策企画部では、府政の総合企画・調整に関することを所管してまして、「明日の京都」がこれに該当します。

「明日の京都」に関しては、「京都府政運営の基本理念、原則となる条例」において、「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記するとともに、「長期ビジョン」、「中期計画」、「地域振興計画」で人権尊重の重要性を明確に位置づけています。同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、外国人など、さまざまな人権問題が依然として存在し、また、インターネットの普及など時代の変化に伴う新たな人権侵害が見受けられるような状況ですので、こうした人権問題の解決に向けて、あらゆる場や機会を通じた人権教育、啓発などの取り組みについて、事業を所管します各関係部局、広域振興局などと連携して、指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を通じて、計画の着実な推進に取り組むこととしています。

次に、19ページをお願いします。

補助事業として、世界人権問題研究センターへの運営助成になります。

世界人権問題研究センターは、同和問題や定住外国人の人権問題など五つの研究部門を設けた、総合的に調査・研究を行う専門的な研究機関です。京都府では、センターの研究活動の充実を図り、その研究成果をなるべく広く、わかりやすい形で府民の方々に知っていただくために、人権大学講座や季刊紙の発行、ボランティア人権ガイド、高等学校への出前講座などを通じて、内外に広く発信・還元しているところです。

京都府としては、引き続き、センターに対する支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、府民生活部、お願いします。

○事務局

それでは、人権啓発推進室以外の府民生活部について説明します。

資料2の21ページからです。

昨年度とは大きく変わっていません。府民生活に関する安心・安全、それから男女共同参画、青少年の健全育成、こういったところを中心に進めていくことにしています。

課題認識についても、犯罪被害者の支援、それから女性にかかわる問題、子どもにかかわる問題、特に子どもの関係は、単にいろんな犯罪被害に巻き込まれるだけでなく、若干少年非行の実態も全国的に悪いということで、府警本部とか教育委員会と連携して、しっかり取り組んでいく必要があると考えています。

それでは、個別の事業について、まず23ページの犯罪被害者等支援活動推進から説明します。これも引き続き、犯罪被害者サポートチームを継続して、被害者に密接に伴走するきめ細かな相談に乗っていくということと、昨年度から本格的にやり始めた府内の中学・高校あたりを中心に「いのちを考える教室」として、遺族の方の講演、こういった実体験を子どもたちに知っていただく中で、犯罪被害あるいは犯罪を起こさないといったことについてしっかり考えていけるように、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

それから、もう一つが、犯罪被害者支援センターと連携しまして、全体的な相談体制もきっちり継続していききたいと考えています。

それから、下段のK Y Oのあけぼのフェスティバルについて、K Y Oのあけぼのプラン（第3次）に基づいて、10個の重点分野、31の数値目標を設定し、全体的な男女共同参画を進めていく中で、引き続き、さまざまな府民活動の集大成として来年度も開催していく予定です。特に来年度は、多世代、性別を問わない、男女参加型のシンポジウムやワークショップを中心に展開をしていきたいと考えています。

次に24ページをご覧ください。女性国内交流事業について、これは女性の船です。来年度も6月15日から18日に実施予定です。こちら、地域活動をされている女性だけでなく、民間企業の女性社員の方や市町村の女性職員の方々にも参加いただき、女性のネットワークを広げていくという観点で拡充して展開していききたいと考えています。

それから、次に各種女性相談事業について、特に三つ目のドメスティック・バイオレンス対策事業については、府内の大学や高校と連携して、デートDV防止啓発の資料を入学式等で一斉に配布したり、個別に啓発講座を実施したりと細かな取り組みもあわせて取り組みたいと考えています。

それから、26ページをご覧ください。マザーズジョブカフェですが、これは子育てをしながら働きたい女性を、あるいはひとり親家庭の方など一人ひとりのニーズを把握しながら、就業と子育てをワンストップで支援するというもので、一昨年から開設しています。昨年8月で1年経ちまして、1万人を超える利用をいただいたところです。さらに、23年

度は、北部にサテライトを開設するとともに、府内の巡回相談にも取り組んでいます。

来年度も引き続き、それらをベースに、特に女性の方の就職活動中から就職決定後、保育所が決まるまでの一時保育について、今年度までは3カ月までとして実施していたものを来年度は最長1年に拡充して、きめ細かな支援を積極的に行いたいと考えています。

それから、次に、27ページのワーク・ライフ・バランスについて、公労使一体で共同運営する京都ワーク・ライフ・バランスセンターを今年度、京都テルサ設置したところですが、引き続き、そこを中心に企業にも社員がワーク・ライフ・バランスに取り組みやすい制度等をつくっていただきながら、京都ワーク・ライフ・バランスウィークなどの実施を通して啓発を進めていくこととしています。

また、次の項目、仕事と生活のグッドバランス推進事業として、子育て期や中高年期など、男女問わず、一人ひとりが充実感を感じながら仕事と生活の調和を図っていただけるよう取り組んでいく予定です。

一つは、中小企業経営者に対するセミナーとして、社員全員にワーク・ライフ・バランスを考えていただけるよう、中小企業経営者側に対するトップセミナーを実施することとして考えています。

それから大学生キャリアデザイン塾は、若年者を対象にワーク・ライフ・バランスを意識した自分のキャリアデザインを考えていただく取り組みとして実施したいと考えています。次に、地域における交流会ですが、各地域において、団塊の世代をはじめとする多世代が意見交換し、特に男性にワーク・ライフ・バランスを考えていただく取組を積極的に実施していきたいと考えているところです。

次に28ページの、青少年の健全育成について、有害図書の指定やインターネットカフェ、深夜喫茶等への立入調査を引き続き行うこととし、今年度施行した児童ポルノ条例も含めて、広報・啓発活動に力を入れることと、今年度から新たに取り組んでいるインターネットや携帯電話の利活用について、保護者や本人を相手とするケータイ安全教室を通じて、電子媒体の適切な利用についての啓発も徹底して行きたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、次に、文化環境部、お願いします。

○事務局

文化環境部です。

資料2の41ページをご覧ください。

文化環境部では、私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進、スポーツや生涯学習の推進を所掌しています。また、府立医科大学や府立大学では、公立大学法人が府と連携して、教職員や医療関係者の研修などを実施しています。

具体的な取り組みは43ページ以降です。まず、人権教育資料の作成について、学校で人権教育を実際に進める上で活用できる参考資料を作成し配布しています。

それから、各種研修についてですが、これは京都府私立幼稚園連盟と連携して実施する幼稚園教職員の研修をはじめとして、小・中・高等学校や44ページの専修・各種学校の研修についても、こうした内容が学校全体に浸透して、実効あるものとなるように取り組むこととしています。

それから、23年度からの新たな取り組みとして、教職員が実際に人権ゆかりの地を訪ねて、より一層認識を深めていただけるような「フィールドワーク」を引き続き実施することとしています。

次に、45ページの宗教法人関係者の研修について、地域社会でも指導的な立場におられる宗教関係の方々に、さらに認識を深めていただけるように、南部と北部で研修を実施する予定です。

「京の府民大学」開設事業ですが、府民の方々の自主的な学習活動に役立てていただくよう、多種多様な講座や教室の情報を整理、体系化して、インターネットに掲載するものです。

それから、46ページから48ページまでは参考として、大学法人が実施する京都府立医科大学と府立大学の人権教育の事業や研修の計画を掲載しています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次に、健康福祉部、お願いします。

○事務局

健康福祉部です。

資料の2の49ページをご覧ください。

所掌事務としては、保健・福祉・医療など、府民の生活、暮らし、健康に直結した分野を所掌しています。すべての府民の方が安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、各種の施策の推進に努めているところです。

所管事項に関する課題認識としては、少子高齢化の進展による核家族化、地域の連帯の希薄化に伴って、特に子どもや高齢者、障害のある人など、社会的に弱い立場にある人々の生命とか人権が危険にさらされているような事件が多発しているという現状があるということ。また後ほど詳しく説明しますが、自殺者が全国で14年続けて3万人を超えている状況がありますので、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題であると考えています。

また、平成21年度には、ユニバーサルデザイン推進指針を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を社会に浸透させ、一人ひとりを大切にし、優しく温かい心で支え合う社会を、府民みんなの参画と協働で実現していくこと、これについても課題であると認識しています。

具体的な事業は、51ページ以降になります。

まず、概略として2種類の事業ということを説明した上で、今年度新たに実施する事業について詳しく説明します。

具体的に実施している事業は、大体2種類の事業に分かれます。一つは、府職員だけではなく、市町村の職員や福祉関係施設の職員に対する人権意識高揚のための研修事業、もう一つは、障害者月間等を活用して、弱い立場にある人たちに対する理解を深めるための啓発的な取り組み、これが2種類目の事業かと考えています。

51ページ以降、それぞれの事業がありますが、特に今年度新たに実施する事業に関して説明します。

55ページの一番上の事業が、高齢者の権利擁護の推進。二つ目が、障害者虐待及び身体拘束の防止対策で、それぞれ高齢者の権利擁護の推進として、京都府権利擁護支援センター（仮称）の設置を挙げています。その次の事業、障害者虐待・身体拘束の防止対策の内容にも、京都府権利擁護支援センター（仮称）を設置を記載しています。これが24年度の新たな取り組みです。

この点に関しては、今年度、京都府権利擁護推進連絡会議を設置して、参加団体として

は、行政のほかに弁護士会等が参加いただき、この連絡会議の中で、高齢者、障害者の権利擁護の推進策の検討や、障害者虐待の対応に関する専門職の派遣の試行事業を実施してきているところです。こうした今年度の連絡会議の検討結果を踏まえて、24年度新たにこうした支援センターを整備することを予定しています。

この京都府権利擁護支援センターで具体的に予定されている機能としては、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等で構成される権利擁護の対応専門職チームをつくって、虐待対応の困難事例を抱えている市町村へ支援のため派遣するということを考えています。

また、市町村が実施している虐待対応関係者の資質向上のための研修会等への専門職の派遣も予定しています。

あと、成年後見制度の利用促進も予定しています。

具体的な設置場所等は未定ですが、24年度の早い時期に設置を予定しています。

続きまして、もう一つの新たな事業として、57ページの自殺対策総合推進事業があります。平成10年度から14年連続で自殺者が全国的に3万人を超えていること、京都府でも600人前後で推移していきまして、平成23年度の暫定値は、この14年間では低いほうですが、それでも依然として厳しい状況にあるため、さまざまな新規事業を加えたり、拡充をしたりしています。

内容について、「京のいのちを支えるネットワーク～いのち支え隊～（仮称）」について、まず説明します。自殺対策を総合的に推進していくため、行政だけでなく医療・福祉・商工等の各種団体で構成されるオール京都による推進体制、ネットワークを設立するのが、まず一つ目です。こういったネットワークと京都府の保健所を地域拠点として位置付けて、自殺対策を総合的に推進していくのが一つ目の説明です。

続きまして、重点モデル事業の推進ということで、モデル地域を設定して、実態調査、居場所カフェの設置等の事業を実施していくことになっています。

まず、モデル地域を設定した実態調査ですが、これは自殺の未遂者とか自死遺族に対する聞き取り調査等を、まず実施する。居場所カフェの設置は、公的な相談を利用しづらい層の方でも気軽に利用し、弱音を吐けるような、そういった場所を設置していこうとするものです。

続きまして、新規事業の相談支援機関の連携促進ですが、弁護士会やいのちの電話など相談支援機関が連携し、臨床心理士などの専門家を中心として、悩みを抱えた人への問題

解決をサポートしていくものです。

具体的に考えている事業としては、支援機関、検索サイトの作成、それから統一相談マニュアルの作成、また相談員に対する研修などを予定しています。

次に、自殺ストップセンター等の充実強化ということで、これは昨年度よりもさらに内容を充実させるものです。

それから、NPOと民間活動の支援についても、昨年度に引き続き、継続して実施していくものです。

一番下の府民運動の展開については、自殺対策条例の制定、それから「京・いのちの日」を制定することを通して、府民一人ひとりが取り組みにかかわる府民運動を展開していく事業を予定しています。

新規事業としては、以上の2点になります。健康福祉部からは以上です。

○座長

ありがとうございました。

次に、商工労働観光部、お願いします。

○事務局

商工労働観光部です。よろしくお願いします。

59ページをご覧ください。

まず、所掌事務についてですが、商業、工業及び観光等の府内産業の振興と雇用対策を所掌しています。そうした中で、人権については、府内の企業や商工業の団体を対象に、人権意識の向上と人権にかかわる諸課題の解決を図るために取り組んでいるところです。

課題認識、取り組みの方向については特に変更はありませんが、企業や商工団体は、職場内はもとより、地域住民や地域社会とのかかわりの中で、さまざまな人権にかかわる課題に直面する機会があります。また、企業自身についても、情報保護や公正な採用、さらに企業の職場の内外の事業活動について、常に人権の問題意識を持って対応していくということが必要です。そのため、企業の代表者や団体の役職員を対象に、引き続き人権啓発の取り組みを推進していきたいと考えています。

具体的な事業の計画については61ページをご覧ください。

公正採用選考啓発事業ですが、これは6月の公正採用選考推進旬間にあわせて、ポスターやメディアなどを通じて、企業の採用選考に当たって広く啓発するものです。

次に、企業内人権問題啓発セミナーですが、これは企業の人事担当者を中心に、6月に府内4会場で研修会を開催し、フォローとして、欠席された企業を対象に9月にセミナーを設けることを計画しています。

続きまして、62ページの企業・職場人権啓発推進事業ですが、企業の代表者また商工業団体の団体役職員を対象に、府内4会場で講演等を実施する予定にしています。

次に、府営工業団地立地企業人権問題研修及び同補助事業ですが、京都府が造成しました三つの工業団地に立地している企業を対象に研修を実施し、加えて、長田野と綾部の工業団地立地企業が自ら取り組んでいる人権問題研修を支援するものです。

最後に63ページですが、中小企業労働相談事業です。賃金の問題や解雇・退職勧奨を初めとして、職場でのパワハラ、メンタルヘルスなど、さまざまな問題について、労働相談員や弁護士、社会保険労務士、産業カウンセラーの方々が電話や面接によってきめ細やかな対応をする事業です。これらの事業によって、企業、団体、職場におきます人権意識の向上と人権に関する諸課題の解決に向けて取り組むこととしています。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

それでは、次、農林水産部、お願いします。

○事務局

農林水産部です。資料は65ページです。

農林水産部の人権に関する所掌事務としては、府内の農林水産の漁業関係団体の職員の人権問題に対する理解と認識を深めるために、人権啓発の推進を図るということと、農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進を図っていくということです。取り組みの方向としては、農林漁業関係団体と京都府、12団体共催で、22年度は子どもの人権、23年度は同和問題など毎年テーマを決めて研修会を実施しており、24年度も同様にテーマを決め研修会を実施していく予定です。農山漁村社会においては、女性の能力の向上、能力発揮のために、その起業家や経営向上のための講座とかセミナーなどを開催して、支援していくことを考えています。

具体的な事業としては、67ページをご覧ください。農林漁業関係団体職員人権啓発研修について、研修会を北部地域と南部地域に2回にわたり、農業協同組合や漁業協同組合、

森林組合等の団体職員や府職員もあわせて、人権啓発研修会を実施します。

また、農業協同組合中央会や漁業協同組合連合会や森林組合連合会の団体に対する人権啓発研修事業に対する補助を行っています。

農業改良普及センターにおいては、家族経営協定の締結や、最近では農産加工、直売所などの農産加工等の企業活動に対する支援や、農村女性の組織の育成などに対してセミナーや研修の開催など支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、建設交通部、お願いします。

○事務局

建設交通部です。

資料は69ページをご覧ください。

所掌事務については、道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理。また、府営住宅の整備、その管理。そのほか、建設業の許可、宅地建物取引業の免許等を所掌しているところです。

所管事項に関する課題認識についてですが、公共施設の整備に当たって、バリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を進めていく必要があるという認識に立って進めています。

そのほか、建設業、宅地建物取引業の許認可に当たりまして、関係業界への人権啓発を行っていくことを課題として認識しています。

具体の取り組みについては、71ページをご覧ください。

継続事業を二つ、予定しています。

建設業者については、例年どおり、北部、南部2会場で、建設業者を対象として人権啓発の研修を行うことを予定しています。

宅建業者については、法定の講習が毎月開催されますが、その際に人権についても講話の時間をとるとともに、各業界で行われている研修会においても、人権の講習に時間をかけて啓発を行っているところです。来年度も同様に行おうと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次、警察本部、お願いします。

○事務局

警察本部です。

警察本部の所掌事務については、資料2の81ページ以降をご覧ください。

警察本部における人権教育・啓発施策としては、昨年同様、大きく二つに分けて、
「警察職員に対する研修・教養」と「犯罪の予防、犯罪被害者の支援」を行っています。

まず、「警察職員に対する研修・教養」については、採用時教養における人権教養をはじめ、各職場において職務倫理教養と題して、警察活動を日々推進していくために必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成する目的で各種教養を実施しています。さらに、警察本部、警察学校において、各種研修会、入校に伴う専科教養を実施して、さらなる人権啓発に対する理解の強化に努めています。

次に、「犯罪の予防、犯罪被害者の支援」ですが、こちらについては大きく分けて三つの施策を実施しています。

まず、一つ目が、犯罪被害者の支援として、犯罪被害に遭われた方に対する支援活動を行っています。具体的施策としては、被害者の支援として、「被害者の手引き」等を作成し、支援の対象となる被害者等に対し、配布しています。

さらに、指定被害者要員制度を設けており、捜査過程における被害者等の心理的負担軽減、二次的被害の防止を目的として、警察署等に配置されている指定被害者支援要員が、犯罪被害発生時から被害者等の要望に応じて支援を行い、必要に応じてカウンセリングの教示を行う等して、被害者等に対するサポートをしています。

その他、被害者支援に係る体制強化として、前記84ページにもありますように、犯罪被害者支援研修会や性犯罪指定捜査員研修会を実施し、犯罪被害者支援に必要な知識等を各職員に教育しています。

二つ目は、犯罪被害少年に対する支援として、警察本部少年課で面接相談や電子メールを活用した相談を実施するなど、少年相談事業の充実を図っており、少年相談専用電話「ヤングテレホン」では、24時間相談に対応しています。さらに、遠隔地域における被害少年の支援策として、南部・北部各センターを設け、それを拠点に、少年サポートセンタ

ーに配置している臨床心理士が出張カウンセリング等を実施しています。

三点目は、サイバー犯罪対策について、昨年4月から新設された生活安全部サイバー犯罪対策課を中心に、関係機関と連携して、インターネット・セキュリティ対策学校連絡会等を通じて、サイバー犯罪の未然防止に向けた啓発に努めています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、教育委員会、お願いします。

○事務局

資料2の73ページをご覧ください。

所掌事務としては、学校教育、学校教育における人権教育の推進、それから、社会教育で、府民の自発的な学習活動の推進、人権意識の高揚を所掌事務としています。

教育委員会においては、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえて、また、昨年1月に策定しました、人権尊重の重要性を全体にわたる基本理念として位置づけて作成した、「京都府教育振興プラン」に沿って、学校教育、社会教育、ともにあらゆる教育活動を通じて人権教育を推進することとしています。

それでは、具体的な取り組み計画について説明します。 資料2の75ページをご覧ください。

まず、人権学習実践事例集作成について、平成17年度から5カ年計画で、児童・生徒の発達段階に応じた人権学習資料集を作成し、平成22年度で、小学校編の低学年・中学年・高学年、中学校編、高等学校編が完成しました。平成23年度については、これらの学習資料集を効果的に活用いただくために、事例を集めました小学校の人権学習実践事例集を作成しました。平成24年度については、中学校の実践事例集を作成し、前に作成した事例集を活用して、効果的な人権学習を実施していただけるように、各小・中・府立学校等へ配布する予定をしています。

各学校においては、生命や人間の尊厳、自尊感情やコミュニケーション能力の育成といった普遍的なアプローチ、それから、同和問題や女性差別など、そういう人権問題といった個別的なアプローチ、この二つのアプローチからの人権学習が充実するように、それぞれ支援していきたいと考えています。

次に、75ページの中段の人権教育進路保障資料作成についてですが、この事業は、援護制度一覧を作成するものです。経済的理由で、児童・生徒が希望進路を断念することのないように、国・府・市町村等が実施している事業を1冊に編集し作成する予定です。

それから、下段から次ページにかけて、人権教育研究指定事業についてです。こちらは、文部科学省の事業で、一つには研究指定校、それからもう一つは総合推進地域事業、この2種類があります。

まず、最初に、研究指定校事業ですが、人権教育を培うための学校教育のあり方について幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善・充実を図る事業です。平成24年度については、府立南陽高等学校で取り組んでいただく予定です。

それから、総合推進地域事業ですが、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取り組みを推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高めて、一人ひとりを大切にした教育の充実を図る事業です。平成24年度については、京丹後市の大宮中学校区内で取り組んでいただく予定です。

次に資料2の77ページをご覧ください。

教職員研修事業についてです。子どもたちの人権教育を進めていくためには、その指導者の教職員の人権意識の高揚、それから指導力の向上が最も大切なことであると考えています。そのため、一つには、府の総合教育センターにおける教育経験に応じた計画的・系統的な教職員の研修、それから、学校・地域の実情を踏まえた、それぞれの学校、校内における研修、それから、京都教育大学へ教員を派遣する派遣研修、この三つを大きな柱として、教職員の人権意識の高揚と指導力の向上に取り組んでいきたいと考えています。

次に、資料2の78ページのトータルアドバイスセンター設置事業についてです。不登校やいじめなどの学校教育に関することや、子育てやしつけなどの家庭教育に関することについて、悩みや不安を抱く子どもやその保護者等に対して、24時間対応の電話、メール及び来所、巡回による相談を実施するものです。内容によって、複雑で専門的なアドバイスが必要な場合は、精神科医、臨床心理士による総合教育センターや北部の研修所での来所相談や、京都府内に五つある近くの教育局において巡回相談も引き続き行うこととしています。

続いて、資料2の79ページをご覧ください。

社会教育の人権教育推進事業についてですが、一つは人権教育指導者研修会、それから、

人権教育行政担当者協議会、それから、学習教材・啓発資料整備、この三つの取り組みを引き続き行うこととしています。

人権教育指導者研修会については、府内の社会教育関係職員等を対象にして、人権問題解決に役立てる学習活動を、それぞれの市町村において推進していくための指導者の資質向上を図る研修です。これを年間2回実施する予定です。

それから、次に、人権教育行政担当者協議会について、五つの教育局ごとに研究協議や取り組み状況の情報交換を行う予定としています。

次のページの学習教材・啓発資料の整備についてですが、学校・地域社会・職場等で人権について学ぶことができるように、学習教材や啓発資料を整備するものです。

それから、下の段の森と小川の教室推進事業は、南丹市のるり溪少年自然の家を活用して、自然の中で障害のある子どもたちが一緒になって共同生活を行う事業です。

教育委員会の事業の説明は以上です。

○座長

どうもありがとうございました。

それでは、10分間、休憩にします。その後、御質問、コメントにまた時間をかけたいと思います。それでは、一旦閉会します。

(休憩)

○座長

それでは、再開します。

質問のある方は、どうぞ遠慮なく。複数の部局にまたがっても結構です。

それでは、委員、どうぞ。

○委員

是非自分も知りたいと思っていることが六つあるので、部局またがってますけど、お聞きします。

一つ目が、1ページ目、国際関係の海外からの人材の受け入れに伴う社会への影響や受け入れの効果という表現がありますが、受け入れの効果について、どういうふうに把握するのか、把握していないのかということが一つ目です。

2番目に、21ページに刑法犯少年の話について、非常に厳しいという話は聞いていたんですが、なぜ多いのかということについての分析が少しでも進んでいるならば教えてください。

さい。

それから、26ページ、マザーズジョブカフェが非常に利用されているということで、うれしい話なんですけど、それがマザーズジョブカフェなので、結局は仕事に結びつけるためにやっておられると思うんですね。そこら辺の効果みたいな話が、もしわかれば教えてください。

それから、43ページの私学にも人権教育資料を提供しているという表現がありますが、府教委でもそれを作っておられるので、それと同じ資料を配っているのか、そうではないのかという単純な質問です。

それから、5番目は、57ページに自殺の話が出てきて、京都府は600人前後でずっと続いているという残念な話ですが、例えば働き盛りの男性たちがたくさん死んでおられるのか、独居老人が死んでおられるのか、それによって自殺防止といっても、どこの部局に頑張ってもらおうかという具体策が変わってくると思うので、そういう分析があれば教えてください。

それから、最後に、6番目に、71ページに宅建業者の説明について、平成24年度、大きく変えていないと説明がありましたが、去年、宅建業者のアンケート結果が、非常に難しい結果、好ましくない結果が出たと理解していたので、24年度にかけてはかなり強くやっていくのかなと思っていたのですが、新規にはなさっておられないような話だったので、補足があったら教えてください。

以上、六つです。

○座長

ありがとうございます。

もし今の質問に関連して、ほかの委員から質問ありましたら、追加してください。なければ、とりあえず、ただいまの六つの質問に順次お答え願います。

○事務局

一つ目の国際の関係で、1ページの海外人材の受け入れの効果の質問について、この海外からの人材というのは、特に高度海外人材ということで、留学生等を意識しています。最近、経済のグローバル化、企業のグローバル化に伴い、留学生や海外人材、外国人の雇用が進んでおり、我々も留学生向けの就職支援に取り組んでいるところです。受け入れの効果については、定量的な把握はできていませんが、企業からの相談も受け付けている中

で、留学生の雇用によって、こういうふうに変ったとか、こういういい効果があったということは聞いているところです。

留学生向けの就職支援については、今までは京都駅ビルの国際センターで実施していましたが、平成24年度から京都テルサのジョブパーク、京都府の総合就業支援拠点の方に統合して、引き続き、またパワーアップして実施していきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、2 番目、お願いします。

○事務局

府民生活部です。まず、マザーズジョブカフェの実績ですが、内定状況として、平成23年4月から、この24年1月末までの実績で、実利用者数1,704人に対して、内定が526人。30.9%の内定率という状況になっています。

それから、刑法犯少年の分析についてですが、最近、警察庁のほうが全国状況を出しまして、詳細については、まだ分析までは至っていません。

以上です。

○事務局

府警本部ですが、詳細については、後日回答させていただきます。

○座長

よろしくお願いします。

それでは、3 番目、私学にも配付している資料は教育委員会の資料と同じかという質問についてお願いします。

○事務局

文化環境部です。文化環境部文教課で作成している資料で、別の資料です。幼稚園における研修会の内容や各校の教育内容などを紹介したり、文部科学省の資料なども掲載し、実際に使っていただけるような内容を意識してつくっているものです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

その次、自殺予防についてお願いします。

○事務局

健康福祉部です。

自殺者の傾向分析ですが、40代、50代、60代の男性が多い傾向です。これは京都府でも全国的な傾向でも同様の傾向です。

あと、原因については健康問題、うち、うつ病が44%というような傾向で。

以上です。

○座長

つまり、若い世代は余りないということですね、結果として。

○事務局

そうですね。傾向としてはそうです。

○座長

だから、仕事すべき世代で、うつ病等々、そういう方が多いということですね。

わかりました。

それでは、最後の質問について、お願いします。

○事務局

建設交通部です。

宅建業者向けの研修会についてですが、説明不足でしたが、今年度の11月に指針を策定しましたので、策定して以降は、既に研修会の中で、人権啓発の時間をしっかりと、資料配布もしまして、指針の中身の啓発をしています。来年度も同様に進めていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○座長

つまり、昨年までと同じではなく、少し説明不足だったということですね。

ほかの委員、どうぞ。

○委員

自殺者の傾向について、40、50、60代の男性が多いという回答でした。原因が病気だと、うつ病だということですが、それは直接的な動機、引き金であって、実は経済的な問題が背景にあるということがよく言われています。リストラとか倒産などで、だれにも相談できずに自分で責任をとって亡くなるという方が多いと、NPO法人の分析などでもそうい

うのが出ているんです。病気が原因と言ってしまうと、対策の立てようがないという印象を受けます。そうではないと思います。

この自殺の対応でも、弁護士団などとチームを組むのもよいと思いますが、弁護士は多重債務の相談も受けておられて、多重債務がサインとよく言われてますよね。そのあたりで防ぐチャンスがあるのに、それを見逃していないかと思うので、ぜひここに書いてあること以上に、踏み込んで対応をとっていただきたいと思います。弁護士は、やはりそういう認識を持っている人、持っていない人で全然違うと思うので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それから、資料2の13ページ、個人情報保護法について、個人情報の漏えいを防ぐというのはそれでいいんですけども、逆に個人情報に対する過剰な反応も見られることについて具体的にお聞きしたい。

というのは、これはもう数年来、ずっとこの問題は取り上げられていて、いろんなところで問題が起きています。震災のときも、これでなかなか救助できなかったとか、支援できなかったとか、あります。この問題を、所管として、どのように扱っていかれるのか。個人情報に対する過剰な反応も見られるという状況報告だけでなく、そのことに対してどうするのかということもぜひお聞きしたい。

それと、個人情報に対する過剰な反応によって人権がないがしろにされるというケースもあるわけですね。個人情報を単にお題目を守るというだけで見逃してしまう状況というのがあって、それを結果的に人権を損なうということにもなりかねない。

震災の後、集合住宅で避難や訓練をしても、マンションにだれが住んでるかわからないという状況があって、お年寄りがどこに住んでるかは大体わかっても、何という人か、管理組合や自治会が情報を持っていないということがあります。そうすると、助けに行きたくても行けないということがあるわけですね。

そういった問題をどうするのか、現場で非常に困っています。行政は逃げないで、この部分については、ぜひ一つの指針のようなものを立ててほしいなと思います。これについて、ぜひお答えいただきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

関連質問がありましたら、どうぞ。

○委員

私も個人情報問題については質問したいと思っていました。実は私、外国籍府民共生施策懇談会の委員も同時に務めていまして、その懇談会でも話題に出たところですが、災害時のいろんな問題の中で、在住の外国人、地域に住んでいる外国人への支援をどうするかという問題を議論している中で、やはり日ごろから行政としては、どこに外国人がお住まいなのか、把握しておくべきと思います。何か一たび事が起こったときに、日本語が十分でない方や、家族で一人だけが日本人で、外国人の方はその夫であったり、妻であったり、日本人である方に日ごろは日本語による意思疎通を頼って生活はできておられても、災害が起こって、家族が散り散りになったときに、そういう困るであろう人たちを、災害が起こってからではなくて、常日ごろから把握をしておいていただきたいということが話題になったことがあります。やはりこの個人情報保護法が壁になっていると返事をいただいたことがあるんです。また、地域の移動も激しくて、なかなか把握は難しいですという返事をいただいたこともあります。やはり京都市のような大都市とまた、その人口のレベルによっても事情はもちろん、難しい地域と、そうでない地域があるとは思いますが、やはり課題として何とかそこは乗り越えていただきたい。外国籍の懇談会でも、いろんな多言語によるパンフレットを作成したりと、そういう取り組みは進んでいますが、形に見えるパンフレットよりも、この日ごろからの把握という問題がとても大切なことではないかなと思っています。

また、教育現場でも、外国籍の児童・生徒の把握という問題、これも以前から、私申し上げていますが、やはり個人情報ということがいつも壁になっていて、あわせてお伺いしたいと思っています。

○座長

ありがとうございます。

個人情報関係でそのほか、何か追加質問はないですか。

法律は人間のためにあるので、ルールが人間を不幸にする場合はルールを変えるべき、あるいは適用を変えるべきと思います。それが、一番基本というか、スタートでないといけないと思います。

ただいまの質問、自殺の原因の病気の背後にある経済的・社会的な事情というものに目を向けて、それに対する対策を考えないと、自殺そのものは防げないということについて、

時間があればお願いします。とりあえず個人情報の点について関連部局からお願いします。

○事務局

総務部です。

質問いただきました個人情報保護制度について、災害時等で支援が必要な方の情報が事前に把握できないという質問を以前からいただいています。これについては、災害時の要援護者の方のリスト作成等について国からも通知が出ていまして、それぞれの各市町村で把握している情報であり、市町村で対応することになりますが、公益上の理由がある場合については、第三者への情報提供について、特別な理由があるものとして、条例上、適切に解釈と運用を行えば、情報の共有ができるという解釈がでています。

府においても、消費者庁との共催による説明会や相談会のほか、市町村にも、担当者会議等を通じてアドバイスしています。それぞれの市町村の個人情報保護条例の解釈となり、それぞれの市町村の条例において、こういった公益上の理由があるものとして運用していただく必要があります、引き続き、関係者に周知をしていきたいと考えています。

○委員

周知していただいているのはわかりますが、現実には、現場はそこまでなっていないということも、御存じだと思うんです。それはなぜなのかということをお聞きしたい。前から第三者、公益的な場合は情報提供できるとなっているのに、できてない。これはなぜなのか。

それから、府として、市町村にどういう働きかけをされてるのか、してないのか。やはり大切なのは、決まりじゃなくて、どうなっているのかということ、現場まできちんとおりてるかどうかを知っておく、つかんでおくということが大切なので、その点はいかがでしょうか。

○事務局

それぞれの市町村の方への周知等について、後日詳細については回答させていただきます。

○座長

広域行政もあるけど、府が市町村を統括しているので、府から市町村を指導をしっかりしていただく。得た情報を、その人のために活用するというのが一番大事です。府全体として、特に人権にかかわる部署は、そういう点をぜひ強調していただきたいと思います。

○事務局

教育委員会です。

前々回にも委員から指摘いただいた点でして、京都府個人情報保護条例の例外規定の中に、教育指導上、必要な事項については、本人同意なしに、例えば小学校の教員から中学校の教員が聞くとか、そういったこともやむを得ないするという例外規定があります。そういったことを前々回の委員の指摘の後、校長会等を通じてしっかりと把握していただきたいと、指導しました。

しかしながら、先ほど委員の質問にありましたように、なぜできないのかというのですが、実態的に、外国籍ではなく、外国にルーツを持つ方、子どもで、なおかつ日本語も全然問題ない。いわゆるお顔つきも日本の方と余り変わらないというような場合に、なかなかそこまで踏み込んで把握できてるかという、そのあたりはちょっとできてない部分があるかなと思います。

また一方、やはりこれは教職員の意識をしっかりと指導していかなければならないと思うんですが、そういった外国にルーツを持つ方に対して、もう少ししっかりした指導をやっていかないと、意識が薄れるかなと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

では次に委員、どうぞ。

○委員

質問が3点あります。一つは61ページの、まず、企業の人事担当者及び採用担当者向けの研修セミナーをきちっとやっていただいていることについては厚くお礼申し上げますし、今後ともお願いしたいことですが、実際、企業の中で、人権に対する本当に教育というのがきちっとできているのかどうか。少なくとも人事の担当者についての教育は、それなりに行き届いていると思っていましたが、最近、労働紛争のほうで原因を探っていくと、企業の人事労務担当者が乏しい認識でおられるというケースを経験しまして、いささか啞然としたということと、それともう一つは、例えば新入社員で入ってくる、一般の社員に対する研修になると、企業で差が出てまして、人権という言葉を使った研修というのは、かなり後退して、例えば職場における人間関係のあり方とか、非常にソフトな形の研修が増

えてきてるんだろうなと思います。

そういう意味で、こういう研修をやっていただいて、年々、参加されている企業数というのがあったら教えていただきたいし、要はそれが増えているのか、減っているのか。あるいは参加企業というのは、大企業のなのか企業中心で参加していただいているのか。その辺の傾向値を、わかれば教えていただきたいということが1点です。

それと、その次の63ページの労働相談についてですが、これは、場所はさっきテルサとおっしゃいましたが、これはまた別のところの機関ですか。

それと、もう一つ、知事部局でやっておられる労働相談とは別で、中小企業専門のコーナーなのか、そのあたりを教えていただきたいのと、相談の中身ですが、やはり働くほうの方の相談なのか、企業にとっての相談窓口という役割も果たしておられるのかどうかを教えていただきたいと思います。

それから、三つ目、これは先ほど高度人材ということで、外国の方の留学生の就職問題があったんですけど、留学で来ておられる外国人のスキル、能力、あるいは仕事に対する意欲は、残念ながら日本人はかなわんと、一般論として言われています。また、自動車、先端産業分野の7割、8割の採用予定のほとんどが外国人の社員を入れますよと新聞紙上でも掲載されています。半面、足元の京都の留学生の方の就職率って、実は余り、新聞で、世間一般で言うような状況とむしろ逆のことを言われる方が多い。

実際は大きな壁を持っておられて、特に意欲が前に出る留学生に対しては、評価はするけど、じゃあ企業に入ってもらいますかという一線のところですからごく戸惑っておられるというか、日本の持つ特有な風土と現実には随分ギャップがありますという話と両方耳に入ってきます。その辺のところ、どういうふうにとらえてきておられるのかということと、もともと、別の部署にあったのを、テルサのジョブパークの中に移されましたが、従来の部署でやっておられた仕事の就職の部分だけがここに移るのか、最初からやっておられたもの全部ここへ移して、一貫して留学生の方に対する支援をやられるのか、そののこのところについてお聞きしたいというのが3点目です。

○座長

ありがとうございます。

具体的な問題ですので、順次、関係部局からお答えをお願いします。

○事務局

商工労働観光部です。

まず、人権研修の対象者等ですが、研修の対象としては企業の人事担当者等や幹部職員等を対象としています。参加人数としては、細かい数値は把握しておりませんが、61 ページに記載しています人数で、企業・職場人権啓発推進事業については約 500 名、工業団地立地企業人権問題研修につきましては、おおむね 50 名程度であったのではないかと思います。

意識してますのは、企業の幹部職員の方に、リーダー的な役割を担っていただくというのが非常に大事なのではないかなと思っています。少しずつでも引き続き継続してやっていくことが大事ではないかと考えています。

参加企業の規模別等の集計は後日回答します。

第2点目の労働相談事業についてですが、京都中小企業労働相談所ということで、テルサの中にあります。こちらについては、前回も委員から質問いただきましたが、いろんな方からの労働相談を基本的には電話でお受けし、いろんな悩みをお聞きし、最終的な解決の法的な力を持っているところを紹介するなど、引き続き進めていきたいと思っています。

経営者側、労働者、双方の相談事業ですが、やはり労働者の方の相談が多いのが現状です。京都府としまして、商工会の経営支援員などを中小企業応援隊として任命し、中小企業を現場でサポートしてもらう事業を始めており、応援隊の方々が各企業を回っていただいて、いろんなお話を聞いていただいたり、補助事業につなげていくなどの活動をしています。そういった活動を通じて、いろんな地域、企業の声も拾っていきたいと考えているところです。

それと、三つ目の外国人留学生の方について、4月から大学生、留学生の就活に強い味方ということで、京都ジョブパークの中に、留学生の方のコーナーも設けることとしています。確かに留学生の方の企業ニーズ等はいろんなお話もあります。海外に出ていくに当たり、やはり一度、京都に留学されている方の経験を生かしたいとか、言語的な面では日本人の方が一から習得されるよりもかなりメリットがあるというようなニーズもあるとは思いますが、実態上、そこがどこまで就職につながっているかという分析等は難しいのではと考えています。ジョブパークはいろんな中小企業とも関連もあり、京都はたくさんの留学生も来られているので、うまく結び付けられるように取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

あと、もうお一人ぐらい質問を受け付けたいと思います。

委員どうぞ。

○委員

質問ですが、57ページの重点モデル事業の推進、自殺予防に関する重点モデル事業の推進となっていますが、居場所カフェの設置など、もうちょっと具体的に教えていただきたいのと、私たちが子どもたちの声を聞くということは、一つの自殺だとか、そういう危機を察知してということになっていくんですけれども、NPO法人などの民間活動の支援について、どういう対象にそのように支援をするのか教えてください。

○事務局

健康福祉部です。

まず、重点モデル事業の居場所カフェについてですが、公的な相談を利用しづらい層でも気軽に利用できるような、弱音を吐ける場所の設置ということで、想定しているのはNPO法人やお寺ですが、そういった団体に対して、場所を設置していただくための施設改修費とか備品購入費の補助といったものを、検討している状況です。サロンのような要素のあるような、そういった居場所を開設することを目指しています。

続きまして、NPO法人と民間団体の支援についてですが、これについては、自死遺族支援団体等への補助金や相談を受けている団体への補助金など、そういった形での支援を実施しているところです。

以上です。

○委員

いくつかの最近のニュースなどを見聞きしながら気になっていることと関連づけて申し上げたいと思います。

まず1点が、孤立の問題、孤独死の問題。自殺の予防についての取り組みは少しずつ始まっていますが、孤立というものが、今、社会問題の中の一つの大きな課題になっているかなと思います。

特に最近は、北海道の姉妹で、まだお若いお姉さんが仕事をして、妹さんが知的障害を持っておられた。お姉さんが倒れたことによって、妹さんも餓死をしてしまうという非常に痛ましい事件がありました。あれは生活保護の対象でもなく、就労の関係でもない、医

療でもない、妹さんは福祉から外れていた状況の中で、どなたも気がつかない中で孤独死を迎えられた。ああいう状況というのは全国にたくさんあるケースだと思います。まず、そういうことが一つですね。

二つ目は、保育所の入所をするために、ポイント制でそのポイントが高ければ入所できるということで、離婚してまで保育所に行ったという話をテレビで見ました。母子家庭でフルタイムで仕事をしているという方は優先度が高い。週に3日しか行っていないという方は優先度が低いんですね、逆に。制度による虐待と言ってもいいのか、人権侵害と言ってもいいのか、そういう制度の問題というのは非常に大きな、非常に画一的になり過ぎているんじゃないかということ。

もう一つが、長崎のストーカー殺人がありましたね。やはり一つの物事を考えると、その枠から出られないのが私たちの思考の回路になっているんじゃないかな。特に警察の方からの説明がありましたが、障害関係でも手話の研修をします。新規採用の職員にはこういう研修をしますというのがありますが、知的障害の方、精神障害の方、発達障害の方への支援というのが大事ですし、さまざまな問題が起きていますから、ぜひその辺は柔軟に、かつ幅広く、専門的に、京都では、府の発達障害者支援センターというのもありますから連携をとってもらいたいと思います。

もう1点、大震災の被災地から京都に転入してこられている方々の問題をこのごろ感じます。いつかは子どもたちの中でも放射能がうつるとかありましたが、今度は瓦れきの処理で、親御さんたちが正面に出て反対しています。京都としてどう対応していくかというのは、これは当然もう検討されていると思いますが、生活保護の関係や教育、保育など、地域の中でのコミュニティーにきちっと入っていただけるかなど、非常に幅広い課題があると思います。京都市では、大文字で非常に悲しい思いをさせていただきましたが、ぜひそのようなことのないような対策をとっていただけたらと思います。

ですから、押しなべて、制度の谷間というか、谷間にある方たちがたくさんおられるんですね。外国人の方もそうですし、障害のある方も、高齢の方も、谷間にある方のほうが多いぐらいの状況になっているというあたりを、ぜひ認識いただいて、横の連携をきちんととっていただいて、網の目をめぐらせてほしいなという要望にとどめさせていただきます。

○座長

ありがとうございます。

繰り返しになりますけど、制度は人間のためにあるので、人間が制度のためにあるんじゃない、仮にルールがあっても、それを解釈・適用するのは行政に負う部分が随分ありますので、ぜひそういう考え方で行政は動いていただきたい。それによって、今、おっしゃった谷間も、事実上、埋められるケースが増えるんじゃないかと思います。

それから、国際求人の話もありましたけど、これも最後はそれは事業者が採用するのは決めることだから、外から言えることは限界があるけれども、やはりこれは日本人全体、どうしても日本中心に物を考える癖がありますので、同じ人間だから、もうちょっと国境を外して見た場合に、どういう対象が長期的に望ましいかと考えていただきたい。これはやはり府の方でも、その方向に向けて指導していただけたらと思います。

要するに、我々批判は現状を良くするためにしているので、批判あるいは非難のための発言というふうにとらえられずに、今やっていることをより良くするためにどうしたらいいかという視点から、我々も発言しているというふうにとらえていただきたいと思います。

それでは、次の議題、府民意識調査結果の報告について、お願いします。

○事務局

それでは、府民調査結果の概要について報告します。

資料3と調査結果の概要版、報告書をお配りしています。

まず、この調査結果については、「明日の京都」の指標として活用をさせていただくということです。

それから、本日、この懇話会に報告をさせていただいて、今後、さまざまな資料として活用していく形で考えています。

まず報告書をご覧ください。

最初の部分で、調査の概要、目的、項目、報告書の見方等を説明しています。それから、次に、第1部ということで、質問項目別調査結果。この中では、単純な集計の結果とあわせて、男女別、あるいは年代別で比較できるものによっては、クロス集計の結果をお示し、構成をしているところです。

第2部の調査結果の分析と考察として、ここでは大阪市立大学の先生、人権にかかわる意識の相互の関係について分析をお願いしています。それから、人権研修、出会いと人権意識の関係について、京都教育大学の先生に解説をお願いしています。

それから、最後に資料編ということで、自由記述の部分を入れています。さらには、回答者の属性別集計表を調査結果ごとに資料として付けています。

15ページをご覧ください。問1の人権尊重に関する考え方を最初にお聞きしたところですが、最も多かったのは「差別をされない、平等であること」、それから次に「健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること」、それから「個人として尊重されること」この三つが、複数回答ですが、大きく答えが出たところです。この部分については、前回との比較データがございませんので、今回の初めての調査項目になります。

18ページの問2-1、人権尊重の感じ方ですが、ここで、府民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている、それから、京都府は人権が尊重された豊かな社会になっているということについて尋ねたものです。この18ページの下のところに平成13年度、平成5年度の調査結果を入れています。

実は、今回の調査では、府民あるいは京都府という設問ですが、前回は国民あるいは今の日本ということで少し設問も違います。それから、回答の選択肢も、今回は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」というのを入れています、前回は「そう思う」しかございません。ちょっと単純比較をするのは少し無理があるのかもしれませんが、今回の「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」、これを足して考えますと、府民一人ひとりの人権意識については若干減っていますが、ほぼ横ばい。京都府は人権が尊重された社会であるという部分については、同じように両方足しますと、前回調査よりは少し伸びていることがわかります。

また、22ページをご覧ください。

ここで問2-2、人権課題に関する尊重度として、各人権の課題、アからコまでについて聞いています。ここも前回との比較ということで、次のページ、23ページにその比較表をつけています。

ここで注意しなければいけないのは、前回の調査は、京都市内を含んでいません。今回の調査は、京都府域全域、京都市を含む全域、ちょっと対象エリアが違います。比較をする上で単純に比較はできないということで、この比較の部分については、京都市を除いた数字で比較をしています。以下、こういう比較については統一をしていますので、注意してご覧ください。

この23ページで見ますと、「尊重されている」「ある程度尊重されている」というところを含めると、基本的には多くの方が、尊重されているという回答になっています。ただ、最近の課題については、まだまだ増、逆転している部分もありますし、比較対象にならないところもありますので、そこも注意が必要ではないかと思います。

それから、もう一つ紹介をします。

36ページ、ここで問3、人権相談窓口の認知度ということ、これも初めて今回お尋ねしていますが、「知っている」という人が約4割、残りがほとんど知らない、5割以上の方は知らないという結果が出ています。年齢構成でいいますと、37ページに載っていますが、年齢層が上がるごとに認知度も上がってきています。やはりこういうのを見ますと、若い世代にももう少し周知を図る手だてが必要なのかなと思います。

改めて資料3と概要版を少しご覧ください。

資料3で3番のところ、調査結果を踏まえた施策の展開方向としてまとめています。ここで言いますと、クロスチェックをしたところから見えますが、やはり研修等への参加の効果というところ、この部分については、概要版の7ページ、ここで1枚にコンパクトにまとめています。

「参加したことがある」というのは15%で非常に低いんですが、その参加したことがあるという人と差別に対する考え方をクロスして集計をしますと、この概要版7ページの下で「差別だと思う」という方が、やはり参加をしたことがある人に多い。それなりの人権意識の高まりという効果が出ているのではないかと考えられると思います。

それから、研修ではなくて、人権啓発活動、事業への参加、それとあわせて、人権問題の解決に取り組んでいる人との出会い、このあたりとの比較でいいますと、概要版の10ページ、「出会ったことがある」それから「テレビ、ラジオで知っている」「出会ったことがない」それぞれに人権の差別に対する考え方というのをクロスさせますと、この「出会ったことがある」というのは、身近にいらっしゃる、親しくはないけれども身近にいらっしゃる方々なんです、「差別だと思う」というのが基本的に一番多い。認識されている方が多いということです。NPO法人の活動などがやはりこういう人権意識の向上に効果があるということが読み取れるのではないかと思います。今後、やはりそういうところに着目した施策の展開というのを考えていかなければならないのではないかと考えているところです。

資料3の4番目ですが、この調査結果については、報告書を300部、概要版を1万部作成しています。報告書については、市町村も含めた行政機関などに配付して活用いただきたいと思っていますし、この概要のパンフレットについては、できるだけ広く配布して、例えば啓発事業なんかで直接府民の方に配付することも考えています。

このほか、ホームページにこの状況を公開し、ネットから利用いただけるような形も考

えています。

また、庁内にももちろん配布しますが、中でもこの人権啓発推進本部や、職員研修でも生かしていきたいと考えていますし、市町村についても、人権担当者を集めた会議を開催して、その中で説明もしながら周知をしていきたいと思っています。

以上です。

○座長

委員のほうから質問ないしコメントがあれば自由をお願いします。

委員、どうぞ。

○委員

日ごろは特に外国人問題について、外国人の人権問題について広く知っていただきたいということを考えており、学校教育の中でも人権問題を取り上げる中で外国人問題もしっかり位置づけてくださいということを言っていますが、ちょっと今日は違うことで感じたことをお話しさせていただきます。学校教育の中で人権問題を取り上げることはとても効果的だと思いますという人がたくさんいらっしゃるんですが、もう一つ見ると、20代の若い方が人権研修会なんかの参加も少ないし、相談窓口があるということを知らない人も多いということなんですよ。

それから、一つ問題だなと思ったのは、人権を侵害されたときに、やはり何もしないでそのままにしたという人が32%、たくさんいらっしゃるということで、これを見たときに、人権を侵害されたときに泣き寝入りをする人が32%ということは、これは氷山の一角で、人権を侵害されたこと自体にも気がつかない、自分ではそれがわからない人がたくさんいらっしゃるのではないかなということ、そういう危惧を持ちました。

それで、高校などの人権研修の中でも、同和問題、障害者の問題、外国人の問題に加えて、最近はDVの問題、特にデートDVですね。そういう研修会の感想文を読みましたら、今まで彼氏から要求されていたことは仕方がないこと、当たり前のことだと思っていたけれども、今日の研修会のお話を聞いて、嫌なときには断ったらいんだということがわかりましたとか、本当に人権のいそは的なことに、研修会のお話を聞いて初めて気がついたと、生の声をお聞きする機会もあるんです。

そういうことを思ったときに、学校の人権教育の中で、生徒自身が自分自身の人権についても自覚する、考える、そういう教育も、DVの問題は一方ではだれもが加害者にもなり得る、被害者にもなり得る問題なので、たまたま被害者としての自分も初めて自覚した

ということだったんですが、同和問題とか、外国人差別の問題とか、障害者の問題とか、多くの人の場合は、自分が意識しないけれども、自分が差別する側に立っているんだな、差別したこともあるのかな、これからも差別してしまうのかもしれない、そっちを気がついてくださいねという方に力点が入ることが多いと思います。もちろんそれも大切なんですが、同時に自分が人権を侵害される立場になり得る存在でもあるということも、やはり教育の中でしっかり位置づけていく必要があるのではないかな、そういう意味では、会議の冒頭でもありましたが、子どもの権利条約のことですとか、通報手続に関する選択議定書案が採択されたというようなお話が、肝心の子どもの周りでは、なかなか子どもたちがそれを知る機会がない。教育の中でも、障害者の問題や同和問題などいろんなテーマを取り上げるだけで本当に手いっぱいであることは重々承知の上なんですけれども、一方では子どもの権利条約について、どれだけ子どもたちに教えられているのかなということも思ったときに、まだまだ課題があるんじゃないかなということも思っています。

○座長

つまり、自分の問題として人権を考えるような教育というか、自己認識とか自尊感情とかいろいろ言いますが、それは外国人、女性、同和問題、障害者を越えた、まずスタートの点なので、それがやはり生徒に伝わるようなことを、形を工夫していただきたいという趣旨の発言だと思います。もし教育委員会のほうで何かありましたらどうぞ。

○事務局

教育委員会です。

今、指摘いただいたとおりと認識しています。学校教育においては、どうも人権教育が、知的理解の部分にとどまっているのではないかという批判もあり、平成17年度以来作成している人権学習教材は、その中に、人権感覚といいますか、知的理解だけではなくて、みずから考えていくと、そういったような学習教材も入れ込んできたものです。

先ほど、デートDVのお話が出ましたが、ある研修会で、今、大学のほうでそういう訴えを聞いておられる例が随分あると聞いています。そのときに、やはり高等学校等で、それは人権侵害だと訴え出ればいいんですよというような取り組みが、後に大学に入って、成果が現れているのかなと思いました。委員の発言のとおり、そういった学習もあわせて大切だなと思っています。

また、子どもの権利条約について、教育委員会で作りました学習教材の中にも必ず入れ込んで、学習に活用するように指導しているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

委員、どうぞ。

○委員

教えてほしいんですが、アンケートは発送したものの半分、回答が大体あって、20代が少ないですね。これは発送の数と関係するのでしょうか。20代の割合は、やはりほかの世代と比べて低いんでしょうかということですね。

それと、僕はこの意見書というところもパラパラと読んだんですけども、何か人権という言葉に対してのいら立ちみたいなことを感じる場所があります。数の上でちょっとわからないですけど。この雰囲気というのは、前の調査したときと余り変わってないでしょうか。今の世相ですけども、非常に若い人を中心に人権という言葉に対して、中身じゃなく言葉に対して非常にいら立ったような反応をするという風潮があるのではないかという問題意識を持っています。それは誤解なのかどうかを知りたいなと思いました。数字であらわれないかもわからないですけど、この調査をされて、どういうぐあいに受けとめられましたか。

○事務局

まず、若者の回収率ですが、20歳以上無作為抽出ですので年齢構成はわかりません。

それと、なかなか直接若い人たちの話を聞く機会はないんですが、人権啓発学生サポーターのメンバーと、人権について話をする中では、人権と聞くだけで非常に取っつきにくいとか、かみしもをつけたような感じがするとか、そういう意見は随分出ました。ほとんどの学生が、印象としてはそういう感情を持っていると言っていました。

ただ、例えば個別に、デートDVみたいな話も知らない子もかなりいましたし、そういうことも人権なのかと。例えば命の大切さみたいな切り口であっても、それも人権なのかと。表現を変えると、学生自身にも非常に身近な自分の理解の範囲の中に入っていく、そういう話は聞いてます。これが全体の世相みたいなものではありませんが、学生の意見としてはそのように聞いています。

○座長

これはここで2回ぐらい報告いただけてますけど、学生自身が人権嫌いかどうかは別として、それについてどう取り組んだらいいかを考えるグループをつくって、できるだけ自

由に活動し取り組ませています。今の質問も、あるいはコメントもそれにつながるのではと思います。これは統計上は20歳以上だけど、20歳になる前の、もう自分で判断がつく世代、その辺にどういうふうに人権を教えられているのかと思いますが、教育委員会から可能な範囲でお答えいただけることがありましたらお願いします。

○事務局

学校の中で、人権教育といいますと、人権学習という時間になります。これは府立の高等学校の場合ですと、年間大体5時間から6時間ぐらい、1学年で行うということになるんですが、個別の人権問題、あるいは普遍的な問題というようなテーマになります。どうしても人権学習という、その時間だけを人権にかかわる時間ととらえているところもありまして、基本的に例えば学習をしっかり行うことや、また、環境を整えていくということ、これも人権であります。やはりすべての教育活動の中でしっかりと人権を意識した、そういった取り組みを進めようという指導を今後も引き続いて行っていかなければならないと感じております。

○座長

ありがとうございます。委員、どうぞ。

○委員

ヒューマンフェスタのまとめの会をしたときに、やはりこれまでの青少年にどうかかわりを持つか、参加を促すためにどうしたらよいか。それから、そのときに青少年は人権というと、それを毛嫌いしていく傾向にあるだとか、そういう意味でヒューマンフェスタも、できれば学生たちにいろんな意見を聞きながら、もっと参加しやすい企画にするのがよいなど意見が出ました。それから、私たちNPO法人側も、共につくっているという意識をもっと強くして、展示内容にしたり、具体的に当日に発表することにしたり、今、ここにいることが幸せであり、人権が保障されているというようなことを、もっと日常に引き寄せた伝え方などが必要だというようなまとめになったんです。

だから、その意図をみんなで汲んで、意識してつくっていきたいなと、NPO法人側もそういうことを思いながらやっています。

○座長

ありがとうございます。

まだまだ発言、コメントあると思いますけども、これは事務局のほうへ随时お伝えいただけたらと思います。それでは、これで閉会します。どうもお疲れさまでした。